MXモバイリング株式会社 Marubeni 光お客様センター

令和6年能登半島地震による被災・避難されたお客様に対する支援措置について

このたびの能登半島地震の影響により被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。 Marubeni 光では、被災された地域のお客様を対象に、下記の通り支援措置を実施いたします。

支援措置

基本料金等特別措置について

避難指示等・災害救助法適用地域のお客様が避難されるなど実態的に Marubeni 光が全くご利用できなかった場合には、避難された期間の Marubeni 光の基本料金等を無料とします。

、 お客様の申告に基づき実施しますので、2月末日までにお申し出ください。

|※ご利用できなかった期間は、連続する 24 時間の単位で無料日数を計算します。

(例:30時間の場合、1日分とします)

※基本料金:回線使用料、機器使用料、付加機能使用料の月額料金

※減免について通話料等は対象外となります。光回線以外の MarubeniBB 等サービスは対象外となります。

移転工事費の特別措置について

被災による避難で仮住居への移転工事費等が生じた場合の基本的な工事料金を一度に限り無料といたします。

お客様の申告に基づき実施しますので、2月末日までにお申し出ください。

※元の住居地に戻る等の再度の移転工事料金は別途必要となります。

対象エリア <災害救助法適用地域>

3

石川県、富山県、福井県、新潟県の一部地域(2024年1月1日時点)

詳細は、「令和6年能登半島地震にかかる災害救助法の適用について」(内閣府)をご確認ください。

https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

※今後、災害救助法適用地域の追加があった場合は、同様の措置を拡大いたします。

<本件に関するお客様からのお問い合わせ先>

Marubeni 光お客様センター0120-152-602

受付時間:10:15~18:00 (土日祝日除く)